令和７年度　十日町市立吉田中学校　部活動に係る方針

１　目　標

|  |  |
| --- | --- |
| かかわる力 | 部活動の意義を理解し、集団の中での使命、責任、協力、礼儀等の資質を高め、豊かな人間性を育む。 |
| 切り拓く力 | 各部の目標と個に応じた目標の設定や、具体的な活動計画を立て実行する力を身に付ける。そして、目標を達成するための日々の練習から、努力や継続することの大切さを学ぶ。 |
| やり抜く力 | 主体的・積極的に心身を鍛え、健康の増進、体力、技能の向上を目指すとともに、充実した生活を送るための活動にする。 |

２　基本方針

⑴　教育目標の達成に関連付けながら、全教職員の共通理解のもとで運営にあたる。また、部活動運営委員会を設置し、保護者、地域からの理解や協力、関係を深め、「特色ある学校づくり」につながるような運営をする。

　⑵　十日町市が部活動方針を策定するにあたり、重視した以下の内容を踏襲した運営をする。

①　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。

②　運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。

③　学校は、組織的に部活動の運営及び指導にあたると共に、教職員のワークライフ・バランスの実現も考慮しつつ運動部活動の指導体制構築に努めること。

３　入部について

1. 入部ついては希望制とする。（部活動のみ加入して活動する生徒、部活動と地域クラブ等の両方に加入する生徒、部活動には加入せず、地域クラブ等に加入する生徒が出てくる。）

⑵　設置部活動は、陸上(男女)、野球(男女)、吹奏楽部(男女)とする。

※　駅伝部、スキー部については、シーズン限定の特設部とする。他の設置しない部活動においては、保護者等主導の活動とする。中体連大会時の参加経費のみ支援をする。

⑶　入部については、体験入部をもとに、本人と保護者で相談して選択する。また、入部にあたり部活動経費、保護者送迎などが必要となるので保護者の承諾を得て入部を決定する。（入部届けの提出）

４　転部・退部について

部活動不適応や体調不良などが生じた場合、本人・保護者・顧問・担任とよく話し合った上で、校長から決裁を受ける。

５　指導の重点

⑴　上記１の「目標」を常に意識し、指導に当たる。

　⑵　安全な活動を心がけ、顧問は活動場所で指導に当たる。出張等で付けない場合は、事前に可能な職員に依頼し、部活動を行う。

⑶　事故やけがの防止・予防への意識を高める。

　⑷　常に目標をもたせ、１～３年生全員を同じ意識で練習に取り組ませる。

６　活動計画

⑴　活動時間

活動期を２期に分ける。それぞれの活動終了時刻、下校時刻は下記ものとする。

|  |
| --- |
|  　　　　 第１期　４月１日　　～　新人大会まで　 17:55活動終了　 　18:10完全下校 第２期　新人大会まで　～　３月31日　　 17:10活動終了　 　17:25完全下校 ※１日の活動時間は、平日２時間、休業日は３時間を遵守する。 |

⑵　休養日の設定

①　週あたり２日の休養日（平日１日＋週休日１日）を設ける。基本的には月曜日と日曜日に設定するが、大会等の日程により入れ替える場合もある。年間で100日以上、週休日等に50日以上の休養日を設定し、年度の初めに顧問が申告する。

　　②　長期休業中は、平日に活動し（9:00～11:00の２時間）、週休日等は休止日とする。

 ⑶　活動費

　　①　後援会会計の活動費をあてる。また、保護者会で活動費を徴集することもできる。

　　　※保護者会で活動費を徴集する場合、会計管理は保護者会が担い、学校に通帳がないようにする。

　　②　中体連の大会・全日本吹奏楽連盟主催のコンクールでは、原則として学校が諸費用を全額負担することを基本とするが、宿泊を伴う場合は、１泊につき3,000円を保護者が負担する。

７　活動について

(1)　顧問、副顧問の現場指導を原則とする。顧問不在時は活動しない。ただし、出張等で顧問がつけない場合は他の顧問に依頼することができる。その際、生徒が安全かつ自主的に活動できる練習内容を組み立てる。

(2)　月ごとに練習予定表を作成し、生徒に配付する。休日の活動については各部対応とするが、部活動運営ガイドラインに従う。生徒・保護者の負担になりすぎないよう十分に配慮する。

(3)　特設の部である駅伝部、スキー部の活動時間については、保護者会で了承を得た上で行う。

（スクールバスはスキー部専用には出せないため、保護者の迎えとなる）　※18:30終了が目安

(4)　週休日の活動や、大会計画をホワイトボードに記入・掲示し、職員に周知する。

８　休日のスクールバスについて

 　休日はスクールバスが出ないため、バス通生は保護者対応とする。

９　大会・行事への参加について

⑴　中体連主催、主管の大会への参加は学校長の許可を得て参加する。事前に参加計画書と、大会経費執行伺を起案し、教頭に提出する。

⑵　その他の大会、行事への参加については、事前に参加計画を起案し、校長の承認を得てから申込手続きをする。

1. 既存の設置部活動以外での、中体連主催・主管の大会参加については、学校長の判断・指示による。

10　その他

　(1)　長期休業中の部活動については、別途計画による。

(2) 各自の荷物を教室から所定の場所に移動してから活動に入る。（部活動後に自教室に戻らない）

運動部男子…技術室 運動部女子…図書室　吹奏楽部 … 音楽室

(3)　校外の施設の借用や使用については、事前に学校長の承認を得る。

　(4) 令和８年度夏、休日の部活動は地域に完全移行となる予定である。